

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 3 月

評価対象（事業名）	作業環境測定士の登録の代行業務	
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局安全衛生部労働衛生課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	2	労働者の安全と健康の確保を図ること
	III	労働衛生対策の推進を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>作業環境測定法では、労働者の安全と健康を確保するため、一定の有害な業務を行う事業場について適正な作業環境を確保するため作業環境測定を実施することを業とする作業環境測定士について規定している。当該資格を有する者の登録に関する事務に関しては、厚生労働大臣の指定を受けた（社）日本作業環境測定協会が業務を代行している。</p> <p><参考> 作業環境測定法第7条、同法第32条の2</p>
関連公益法人名
（社）日本作業環境測定協会

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>作業環境測定法では、作業環境測定士は、一定の有害な業務を行う事業場について適正な作業環境を確保するため作業環境測定を行うこととしている。この場合、作業環境測定が不適切であると事業場における作業環境管理に望ましくない結果を生じさせかねない。このため、作業環境測定士には、デザイン、サンプリング及び分析を行うだけの高度な専門知識・経験が求められ、登録制度によってその能力を公証する必要がある。</p> <p>登録事務については、全国斉一的に適正かつ確実な実施を行う必要があるが、行政事務の効率的運営の観点からも、その遂行能力のある法人を指定し、登録事務の代行を行わせることとしている。また、（社）日本作業環境測定協会は、作業環境測定士</p>

に対する専門知識等の普及啓発に関する実績があることから、登録事務の適正かつ効率的な実施に最も適当な主体である。

作業環境測定士の新規登録状況

平成16年度 910人

平成15年度 809人

平成14年度 777人

評価結果（事務・事業の必要性）

上記のとおり、労働者の安全と健康を確保するため、引き続き、作業環境測定士資格者の登録によりその資質を確保することが必要であるとともに、指定登録機関が登録事務を実施することで、制度の円滑な運用を図っていく。

3. 特記事項

なし。